

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(社会課)

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則(〃)

規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十五号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十八条第四項、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十八条第一項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第二項、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十七条及び母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十一条第三項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「施設入所等の措置」とは、次条第一項の表第一欄に掲げる措置をいう。

2 この規則において「被措置者」とは、施設入所等の措置を受ける者をいう。

3 この規則において「自己負担可能者」とは、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護(以下単に「保護」という。)を受けず、かつ、対象収入額が二十七万円を超える者をいい、「費用分担可能者」とは、保護を受けておらず、かつ、施設入所等の措置が行われる年度(次条第一項の表第四号に掲げる措置については、当該措置が開始された年度とする。以下同じ。)の前年度(六月から翌年の三月までの間に行われる次条第一項の表第三号又は第九号に掲げる措置については、当該措置が行われる年度とする。以下「基準年度」という。)の分の市町村民税を納付することを要する者をいう。

4 この規則において「主たる扶養義務者」とは、被措置者の扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者のうち、施

設入所等の措置の種類ごとに知事が別に定める者をいう。以下同じ。）のうちから知事が選定した者をいい、「世帯内扶養義務者」とは、被措置者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養義務者をいう。

5 この規則において「対象収入額」とは、施設入所等の措置が行われる年度の初日の属する年の前年（以下「基準年」という。）に被措置者が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（当該所得税額について所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十二条第一項若しくは第九十五条第一項から第三項まで、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号）附則第十条の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七又は同法附則第五条第二項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第三百二十三条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

6 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれの施設入所等の措置のうちその月に行われる分（次条第一項の表第四号に掲げる措置については、その月に終了する当該措置の全部）に要する費用（知事が別に定めるものに限る。以下「その月分の措置費」という。）について県が支弁した額をいう。

（措置費の徴収）

第三条 知事は、県がその月分の措置費を支弁した場合には、次の表の第一欄に掲げる施設入所等の措置の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる者から、同表の第三欄に掲げる額（その額が同表の第四欄に掲げる額を超えるときは、当該第四欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第四欄に掲げる額が百円未満となる場合には、その徴収は行わない。

<p>一 身体障害者福祉法第十八条第一項第三号の措置（身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委託（国の設置する身体障害者更生援護施設への入所の委託を除く。）に限る。）</p>	<p>被措置者（自己負担可能者に限る。）</p>	<p>別表第一の第一欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第二欄に定める額（以下この号において「身障者自己負担月額」という。）</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>二 老人福祉法第二十一条第一項第二号から第四号までの措置（同条第二項の規定</p>	<p>被措置者（自己負担可能者に限る。）</p>	<p>別表第一の第一欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第三欄に定める額（以下この号において「老人自己負担月額」とい</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>る。）</p>	<p>被措置者の主たる扶養義務者（費用分担可能者に限る。）</p>	<p>別表第二の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第三欄に定める額を控除した額</p>	<p>県支弁月額</p>

<p>により行われるものを含む。)</p>	<p>被措置者の主たる扶養義務者(費用分担可能者に限る。)</p>	<p>う。)</p>	<p>別表第二の第一欄及び第二欄に掲げる所得税から老人自己負担月額を控除した額</p>
<p>三 児童福祉法第二十一条の九第一項の措置(同条第二項第一号の医療に係るものに限る。)</p>	<p>被措置者又はその世帯内扶養義務者(そのいずれかが、保護を受けずおらず、かつ、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し又は基準年の分の所得税額がある者である場合に限る。)</p>	<p>別表第三の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に應じ、同表の第三欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>四 児童福祉法第二十二條の措置(国の設置する助産施設への入所を除く。)</p>	<p>被措置者又はその世帯内扶養義務者(その全員が保護を受けている場合を除く。)</p>	<p>別表第四の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に應じ、同表の第三欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>五 児童福祉法第二十三條本文、第二十七條第一</p>	<p>被措置者又はその世帯内扶養義務者(そのいずれかが費用分担可能</p>	<p>別表第三の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に應</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>項第三号又は同条第二項の措置(国の設置する児童福祉施設への入所、保護受託者への委託及び次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>者である場合に限る。)</p>	<p>じ、同表の第四欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>六 児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同条第二項の措置(同法第三十一条第二項、第六十三條の二第一項若しくは第二項又は第六十三條の三第一項の規定により満二十歳に達している者について行われるもの(国の設置する児童福祉施設への入所を除く。)に限る。)</p>	<p>被措置者(自己負担可能者に限る。)</p>	<p>別表第一の第一欄に掲げる対象収入額による区分に應じ、同表の第二欄に定める額(以下この号において「成年者自己負担月額」という。)</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>被措置者の世帯内扶養義務者(そのいずれかが費用分担可能者である場合に限る。)</p>	<p>別表第三の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に應じ、同表の第四欄に定める額</p>	<p>県支弁月額から成年者自己負担月額を控除した額</p>	<p>県支弁月額</p>

<p>七 精神薄弱者福祉法第十六条第一項第二号の措置(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>被措置者又はその世帯内扶養義務者(そのいづれかが費用分担可能者である場合に限る。)</p>	<p>別表第三の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第四欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>八 精神薄弱者福祉法第十六条第一項第二号の措置(満二十歳に達している者について行われるものに限る。)</p>	<p>被措置者(自己負担可能者に限る。)</p>	<p>別表第一の第一欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第二欄に定める額(以下この号において「精神弱者自己負担月額」という。)</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>九 母子保健法第二十条第一項の措置</p>	<p>被措置者又はその世帯内扶養義務者(そのいづれかが、保護を受けておらず、かつ、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し</p>	<p>別表第三の第一欄及び第二欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第四欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>

<p>又は基準年の分の所得税額がある者である場合に限る。)</p>	<p>2 次の表の第一欄に掲げる措置に係る前項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		<p>一 前項の表第一号に掲げる措置のうち、身体障害者更生援護施設に通わせて行うもの</p>	<p>前項の表第一号第三欄</p>	<p>第二欄に定める額</p>	<p>第二欄に定める額の二分の一に相当する額</p>
<p>二 前項の表第二号に掲げる措置のうち、養護老人ホームの定員三人以上の居室に入居させて行うもの</p>	<p>前項の表第二号第三欄</p>	<p>定める額</p>	<p>定める額の十分の九に相当する額の範囲内において知事が別に定める額)</p>			
<p>三 前項の表第五号に掲げる措置のうち、母子寮、精神薄弱児通園施設その他知事が別に定める施設に入所させて行うもの</p>	<p>前項の表第五号第三欄</p>	<p>定める額</p>	<p>定める額の二分の一に相当する額(同表第二号(四)に掲げる場合にあつては、当該第四欄に定める額)</p>			

四 前項の表第七号又は第八号に掲げる措置のうち、精神薄弱者援護施設に通わせて行うもの

前項の表第七号第三欄	前項の表第七号第三欄	定める額	定める額の二分の一に相当する額(同表第二号(内)に掲げる場合にあつては、当該第四欄に定める額)
前項の表第八号第三欄	前項の表第七号第四欄及び同表第八号第四欄	第二欄に定める額 第四欄に定める額	第二欄に定める額の二分の一に相当する額 第四欄に定める額の二分の一に相当する額(同表第二号(内)に掲げる場合にあつては、当該第四欄に定める額)
五 前項の表第七号又は第八号に掲げる措置のうち、当該措置の開始後三年を経過する月までの間に行うもの	前項の表第七号第四欄及び同表第八号第四欄	県支弁月額	県支弁月額と二万五千円(精神薄弱者援護施設に通わせて行う措置については、一万二千五百円)とのいずれか低い額

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により徴収すべき額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(対象収入額等の申告)

第四条 次の表の第一欄に掲げる者は、施設入所等の措置が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所等の措置(前条第一項の表第四号に掲げる措置を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第二欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を同表の第四欄に掲げる書類により知事に申告しなければならない。

一 前条第一項の表第一号、第二号、第六号又は第八号に掲げる措置を受ける者	二月末日	対象収入額	対象収入額 申告書(様式第一号)
二 前条第一項の表第一号又は第二号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者、同表第四号、第五号又は第七号に掲げる措置を受ける者及び同表第四号から第八号までに掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者	三月二十日	所得税額等	所得税額等 申告書(様式第二号)
三 前条第一項の表第三号又は第九号に掲げる措置を受ける者及びその世帯内扶養義務者	三月二十日	基準年の分の所得税額	基準年の分の所得税額
	六月一日	基準年度の分の市町村民税の所得割額	基準年度の分の市町村民税の所得割額

2 知事は、前項の規定による申告が適正に行われなるときは、前項の表第四欄に掲げる事項について必要な調査を行うものとする。

(徴収予定額等の通知)

第五条 知事は、毎年度、前条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による調査の結果に基づき、施設入所等の措置に要する費用を徴収される者(以下「被徴収者」という。)及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。

(徴収予定額の変更等)

第六条 知事は、施設入所等の措置の内容を変更したため、前条の規定により定めた額(この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあつては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。)を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。

2 知事は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所等の措置に要する費用の全部を徴収しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

3 前項の申請は、徴収予定額減額等申請書(様式第三号)を提出してしなければならない。

4 知事は、第一項の規定により徴収予定額を変更し又は第二項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、当該決定に係る変更又は減額等の内容を、第二項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該決定に係る被徴収者(第二項の規定により費用の全部を徴収しないこととされた者を含む。)に通知するものとする。

(納入の通知)

第七条 知事は、その月分の措置費について県支弁月額を確認の上、翌月の五日までに、その被徴収者及びその月分の措置費についてその者から徴収すべき額を決定し、当該翌月の二十日までにその額を県に納入すべき旨を当該被徴収者に通知するものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、施設入所等の措置に要する費用の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行う施設入所等の措置(第三条第一項の表第四号に掲げる措置については、同日以降に終了する当該措置の同日前に行われた分を含む。)について適用する。

2 この規則の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行う第三条第一項の表第一号に掲げる措置に要する費用について徴収すべき額を算定する場合において、当該措置に係る県支弁月額が、次の表の上欄に掲げる当該措置に係る身体障害者更生援護施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(第三条第二項の表第一号に掲げる措置については、その額の二分の一に相当する額とする。以下同じ。)を超えるときは、当該下欄に定める額を県支弁月額とみなして、第三条の規定を適用する。

3 当分の間、次の表の第一欄に掲げる措置に要する費用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

身体障害者療護施設 身体障害者療護施設以外の 身体障害者更生援護施設	七〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円（開始後三年（当該施設のうち知事が別に定めるものに入所させて行う措置にあつては、知事が別に定める期間）を経過する月までに行う措置については、二五、〇〇〇円）
	一 第三条第一項の表 第一号に掲げる措置 第三号第三欄	第三条第一項の表第一 第三欄に定 める額
二 第三条第一項の表 第二号に掲げる措置 のうち、養護老人ホームに入所させて行うもの	別表第一第三十八号第一 三欄 加えた額	加えた額（その額が七〇、〇〇〇円を超えるときは、七〇、〇〇〇円）

三 第三条第一項の表 第二号に掲げる措置 のうち、特別養護老人ホームに入所させて行うもの	別表第一第三十八号第一 三欄 加えた額	加えた額（その額が一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇円）
四 第三条第一項の表 第六号に掲げる措置	第三条第一項の表第六号第三欄 第四欄に定 める額	第四条に定める額の二分の一に相当する額（同表第一号（一）若しくは（二）又は同表第二号（一）に掲げる場合にあつては、当該第四欄に定める額）
五 第三条第一項の表 第七号又は第八号に掲げる措置のうち、その開始後三年を経過する月より後に行うもの	第三条第一項の表第七号第四欄及び同表第八号第四欄 県支弁月額	県支弁月額と五万円（精神薄弱者援護施設に通わせて行う措置については、二万五千元）とのいずれか低い額
六 第三条第一項の表 第八号に掲げる措置	第三条第一項の表第八号第三欄 第四欄に定 める額	第四条に定める額の二分の一に相当する額（同表第一号（一）若しくは（二）又は同表第二号（一）に掲げる場合にあつ

別表第一 (第三条関係)

		第三条第二 項の表第四 号第四欄	に定める額 の二分の一 に相当する 額)	では、当該第四欄に定める 額)
一	対象収入額が二七〇、〇〇一円以上二八〇、〇〇〇円以下のとき	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	
二	対象収入額が二八〇、〇〇一円以上三〇〇、〇〇〇円以下のとき	一、〇〇〇円	一、八〇〇円	
三	対象収入額が三〇〇、〇〇一円以上三二〇、〇〇〇円以下のとき	二、五〇〇円	二、四〇〇円	
四	対象収入額が三二〇、〇〇一円以上三四〇、〇〇〇円以下のとき	四、一〇〇円	三、三〇〇円	
五	対象収入額が三四〇、〇〇一円以上三六〇、〇〇〇円以下のとき	五、八〇〇円	三、九〇〇円	
六	対象収入額が三六〇、〇〇一円以上三八〇、〇〇〇円以下のとき	七、五〇〇円	五、五〇〇円	
七	対象収入額が三八〇、〇〇一円以上四〇〇、〇〇〇円以下のとき	九、一〇〇円	五、五〇〇円	
八	対象収入額が四〇〇、〇〇一円以上四二〇、〇〇〇円以下のとき	一〇、八〇〇円	八、一〇〇円	
九	対象収入額が四二〇、〇〇一円以上四四〇、〇〇〇円以下のとき	一二、五〇〇円	八、一〇〇円	
十	対象収入額が四四〇、〇〇一円以上四六〇、〇〇〇円以下のとき	一四、一〇〇円	一〇、四〇〇円	
十一	対象収入額が四六〇、〇〇一円以上四八〇、〇〇〇円以下のとき	一五、八〇〇円	一〇、四〇〇円	
十二	対象収入額が四八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下のとき	一七、五〇〇円	一二、四〇〇円	
十三	対象収入額が五〇〇、〇〇一円以上五二〇、〇〇〇円以下のとき	一九、一〇〇円	一二、四〇〇円	
十四	対象収入額が五二〇、〇〇一円以上五四〇、〇〇〇円以下のとき	二〇、八〇〇円	一四、五〇〇円	
十五	対象収入額が五四〇、〇〇一円以上五六〇、〇〇〇円以下のとき	二二、五〇〇円	一四、五〇〇円	
十六	対象収入額が五六〇、〇〇一円以上五八〇、〇〇〇円以下のとき	二四、一〇〇円	一五、八〇〇円	

十七 対象収入額が五八〇、〇〇一円以上六〇〇、〇〇〇円以下のとき	二五、八〇〇円	一五、八〇〇円
十八 対象収入額が六〇〇、〇〇一円以上六四〇、〇〇〇円以下のとき	二六、八〇〇円	一七、六〇〇円
十九 対象収入額が六四〇、〇〇一円以上六八〇、〇〇〇円以下のとき	二八、八〇〇円	一九、四〇〇円
二十 対象収入額が六八〇、〇〇一円以上七二〇、〇〇〇円以下のとき	三〇、八〇〇円	二一、三〇〇円
二十一 対象収入額が七二〇、〇〇一円以上七六〇、〇〇〇円以下のとき	三二、八〇〇円	二三、二〇〇円
二十二 対象収入額が七六〇、〇〇一円以上八〇〇、〇〇〇円以下のとき	三四、八〇〇円	二五、五〇〇円
二十三 対象収入額が八〇〇、〇〇一円以上八四〇、〇〇〇円以下のとき	三六、八〇〇円	二七、八〇〇円
二十四 対象収入額が八四〇、〇〇一円以上八八〇、〇〇〇円以下のとき	三八、八〇〇円	三〇、一〇〇円
二十五 対象収入額が八八〇、〇〇一円以上九二〇、〇〇〇円以下のとき	四〇、八〇〇円	三二、四〇〇円
二十六 対象収入額が九二〇、〇〇一円以上九六〇、〇〇〇円以下のとき	四二、八〇〇円	三四、七〇〇円
二十七 対象収入額が九六〇、〇〇一円以上一、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき	四四、八〇〇円	三六、四〇〇円
二十八 対象収入額が一、〇〇〇、〇〇一円以上一、〇四〇、〇〇〇円以下のとき	四六、八〇〇円	三八、八〇〇円
二十九 対象収入額が一、〇四〇、〇〇一円以上一、〇八〇、〇〇〇円以下のとき	四九、四〇〇円	四一、三〇〇円
三十 対象収入額が一、〇八〇、〇〇一円以上一、一二〇、〇〇〇円以下のとき	五二、一〇〇円	四三、八〇〇円
三十一 対象収入額が一、一二〇、〇〇一円以上一、一六〇、〇〇〇円以下のとき	五四、八〇〇円	四五、一〇〇円
三十二 対象収入額が一、一六〇、〇〇一円以上一、二〇〇、〇〇〇円以下のとき	五七、四〇〇円	四八、四〇〇円
三十三 対象収入額が一、二〇〇、〇〇一円以上一、二六〇、〇〇〇円以下のとき	六〇、一〇〇円	五一、七〇〇円
三十四 対象収入額が一、二六〇、〇〇一円以上一、三二〇、〇〇〇円以下のとき	六四、一〇〇円	五五、八〇〇円
三十五 対象収入額が一、三二〇、〇〇一円以上一、三八〇、〇〇〇円以下のとき	六八、一〇〇円	五九、八〇〇円
三十六 対象収入額が一、三八〇、〇〇一円以上一、四四〇、〇〇〇円以下のとき	七二、一〇〇円	六三、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

一 基準年の分の所得税額がない場合	(一) 基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	四、五〇〇円	対象収入額が二八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下るとき	七六、一〇〇円
	(二) 基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	六、六〇〇円		七六、一〇〇円六七、九〇〇円
二 基準年の分の所得税額がある場合	(一) 当該所得税額が三〇、〇〇〇円以下るとき	九、〇〇〇円	対象収入額が一、五〇〇、〇〇一円以上のとき	七六、一〇〇円六七、九〇〇円
	(二) 当該所得税額が三〇、〇〇一円以上八〇、〇〇〇円以下るとき	一三、五〇〇円		対象収入額から対象収入額から一、五〇〇、〇〇一、五〇〇、〇〇〇円を控除し〇〇円を控除した額を一二で除した額を一二で除して得た額に七六、一〇〇円を七、九〇〇円を加えた額
	(三) 当該所得税額が八〇、〇〇一円以上一四〇、〇〇〇円以下るとき	一八、七〇〇円		対象収入額から対象収入額から一、五〇〇、〇〇一、五〇〇、〇〇〇円を控除し〇〇円を控除した額を一二で除した額を一二で除して得た額に七六、一〇〇円を七、九〇〇円を加えた額
	(四) 当該所得税額が一四〇、〇〇一円以上一八〇、〇〇〇円以下るとき	二九、〇〇〇円		対象収入額から対象収入額から一、五〇〇、〇〇一、五〇〇、〇〇〇円を控除し〇〇円を控除した額を一二で除した額を一二で除して得た額に七六、一〇〇円を七、九〇〇円を加えた額

別表第三(第三条関係)

一 被措置者及びその世帯内	(一) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	四、二〇〇円二、二〇〇円五、〇〇〇円	四一、二〇〇円													
				<table border="1"> <tr> <td>(二) 当該所得税額が二八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>四一、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(三) 当該所得税額が五〇〇、〇〇一円以上八〇〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>五四、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(四) 当該所得税額が八〇〇、〇〇一円以上一、一六〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>六八、七〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(五) 当該所得税額が一、一六〇、〇〇一円以上一、六五〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>八五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(六) 当該所得税額が一、六五〇、〇〇一円以上二、二六〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>一〇二、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(七) 当該所得税額が二、二六〇、〇〇一円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>一二二、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(八) 当該所得税額が三、〇〇〇、〇〇一円以上三、九六〇、〇〇〇円以下るとき</td> <td>一四三、八〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(九) 当該所得税額が三、九六〇、〇〇一円以上</td> <td>県支弁月額</td> </tr> </table>	(二) 当該所得税額が二八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下るとき	四一、二〇〇円	(三) 当該所得税額が五〇〇、〇〇一円以上八〇〇、〇〇〇円以下るとき	五四、二〇〇円	(四) 当該所得税額が八〇〇、〇〇一円以上一、一六〇、〇〇〇円以下るとき	六八、七〇〇円	(五) 当該所得税額が一、一六〇、〇〇一円以上一、六五〇、〇〇〇円以下るとき	八五、〇〇〇円	(六) 当該所得税額が一、六五〇、〇〇一円以上二、二六〇、〇〇〇円以下るとき	一〇二、九〇〇円	(七) 当該所得税額が二、二六〇、〇〇一円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下るとき	一二二、五〇〇円
(二) 当該所得税額が二八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下るとき	四一、二〇〇円															
(三) 当該所得税額が五〇〇、〇〇一円以上八〇〇、〇〇〇円以下るとき	五四、二〇〇円															
(四) 当該所得税額が八〇〇、〇〇一円以上一、一六〇、〇〇〇円以下るとき	六八、七〇〇円															
(五) 当該所得税額が一、一六〇、〇〇一円以上一、六五〇、〇〇〇円以下るとき	八五、〇〇〇円															
(六) 当該所得税額が一、六五〇、〇〇一円以上二、二六〇、〇〇〇円以下るとき	一〇二、九〇〇円															
(七) 当該所得税額が二、二六〇、〇〇一円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下るとき	一二二、五〇〇円															
(八) 当該所得税額が三、〇〇〇、〇〇一円以上三、九六〇、〇〇〇円以下るとき	一四三、八〇〇円															
(九) 当該所得税額が三、九六〇、〇〇一円以上	県支弁月額															

扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	二 被措置者又はその世帯内の扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	(一) そのいづれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合において、当該所得割額の合算額が五、〇〇〇円以下のとき	(二) そのいづれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合において、当該所得割額の合算額が五、〇〇〇円以下のとき
(三) 当該所得税額の合算額が九、六〇一円以上一六、八〇〇円以下のとき	(一) 当該所得税額の合算額が四、八〇〇円以下のとき	(二) そのいづれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合において、当該所得割額の合算額が五、〇〇〇円以上のとき	(三) 当該所得税額の合算額が九、六〇一円以上一六、八〇〇円以下のとき
七、八〇〇円八、五〇〇円九、〇〇〇円	六、二〇〇円六、九〇〇円七、四〇〇円	五、一〇〇円五、八〇〇円五、九〇〇円	五、一〇〇円二、九〇〇円五、九〇〇円
七、八〇〇円八、五〇〇円九、〇〇〇円	六、二〇〇円六、九〇〇円七、四〇〇円	五、一〇〇円五、八〇〇円五、九〇〇円	五、一〇〇円二、九〇〇円五、九〇〇円
七、八〇〇円八、五〇〇円九、〇〇〇円	六、二〇〇円六、九〇〇円七、四〇〇円	五、一〇〇円五、八〇〇円五、九〇〇円	五、一〇〇円二、九〇〇円五、九〇〇円
(四) 当該所得税額の合算額が二一〇、〇〇〇円以下のとき	(三) 当該所得税額の合算額が四二、〇〇一円以上九二、四〇〇円以下のとき	(四) 当該所得税額の合算額が二四、〇〇一円以上三二、四〇〇円以下のとき	(五) 当該所得税額の合算額が二四、〇〇一円以上三二、四〇〇円以下のとき
二一、三〇〇円	一四、八〇〇円	九、九〇〇円	八、七〇〇円九、四〇〇円
二一、三〇〇円	一四、八〇〇円	九、九〇〇円	八、七〇〇円九、四〇〇円
二一、三〇〇円	一四、八〇〇円	九、九〇〇円	八、七〇〇円九、四〇〇円

以上一五六、〇〇〇円 以下のとき	以上一九八、〇〇〇円 以下のとき	以上二八七、五〇〇円 以下のとき	以上三九七、〇〇〇円 以下のとき	以上九二九、四〇〇円 以下のとき	〇円以下のとき
当該所得税額の合算 額が一五六、〇〇〇円	当該所得税額の合算 額が一九八、〇〇〇円	当該所得税額の合算 額が二八七、五〇〇円	当該所得税額の合算 額が三九七、〇〇〇円	当該所得税額の合算 額が九二九、四〇〇円	〇円以下のとき
二五、七〇〇円	三三、九〇〇円	四二、二〇〇円	五〇、五〇〇円	八〇、七〇〇円	八〇、七〇〇円
二七、五〇〇円	三五、七〇〇円	四四、〇〇〇円	五二、三〇〇円	八〇、七〇〇円	八〇、七〇〇円
三〇、五〇〇円	四〇、二〇〇円	四九、九〇〇円	五九、八〇〇円	九五、六〇〇円	九五、六〇〇円

別表第四(第三条関係)

当該所得税額の合算 額が一、五〇〇、〇〇 一円以上一、六五〇、 〇〇〇円以下のとき	当該所得税額の合算 額が一、六五〇、〇〇 一円以上二、二六〇、 〇〇〇円以下のとき	当該所得税額の合算 額が二、二六〇、〇〇 一円以上三、〇〇〇、 〇〇〇円以下のとき	当該所得税額の合算 額が三、〇〇〇、〇〇 一円以上三、九六〇、 〇〇〇円以下のとき	当該所得税額の合算 額が三、九六〇、〇〇 一円以上のとき
当該所得税額の合算 額が一、六五〇、〇〇	当該所得税額の合算 額が二、二六〇、〇〇	当該所得税額の合算 額が三、〇〇〇、〇〇	当該所得税額の合算 額が三、〇〇〇、〇〇	当該所得税額の合算 額が三、九六〇、〇〇
県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額
八五、〇〇〇円	一〇二、九〇〇円	一二、五〇〇円	一四三、八〇〇円	県支弁月額
県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額	県支弁月額

一 被措置者及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	(一) その全員が基準年度の分の市町村民税を納付することを要しないとき	社会保険においてその被措置者の出産に関して支給される給付金の額(以下「出産給付金額」という。)の $\frac{1}{10}$ 分の二に相当する額
	(二) そのいずれかが基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、かつ、その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	出産給付金額の $\frac{1}{10}$ 分の三に相当する額に四、五〇〇円を加えた額
	(三) そのいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	出産給付金額の $\frac{1}{10}$ 分の三に相当する額に五、八〇〇円を加えた額
二 被措置者又はその世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	(一) 当該所得税額の合算額が四、八〇〇円以下のとき	出産給付金額の $\frac{1}{10}$ 分の五に相当する額に六、九〇〇円を加えた額
	(二) 当該所得税額の合算額が四、八〇一円以上九、六〇〇円以下のとき	出産給付金額の $\frac{1}{10}$ 分の五に相当する額に七、六〇〇円を加えた額
	(三) 当該所得税額の合算額が九、六〇一円以上のとき	出産給付金額の $\frac{1}{10}$ 分の五に相当する額に八、五〇〇円を加えた額

様式第1号 (第4条関係) 対象収入額申告書

職 氏 名 殿
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則第4条第1項の規定により、対象収入額について次のとおり申告します。

年 月 日

住所 申告者 氏 名

代理人	住所	氏 名

種 別	入所施設等		金 額 (円)
	種 名	備 考	
種 別			
計 (㉑)			
種 別			
計 (㉒)			
種 別			
計 (㉓)			
種 別			
計 (㉔)			
種 別			
計 (㉕)			

注 1 「代理人」欄は、申告者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
 2 「入所施設等」欄は、申告者の入所している施設又は養護受託者について記入すること。
 3 「入所施設等」の「備考」欄には、申告者が施設に通っている場合にあつてはその旨を、養護老人ホームに入所している場合にあつてはその入居している居室の定員を記入すること。
 4 収入及び必要経費については、その額を確認することのできる書類を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

所得税額等申告書

職 氏 名 股
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則第4条第1項の規定により、
所得税額等について次のとおり申告します。
年 月 日

住 所
申告者 氏 名

代理人	住 所	
	氏 名	

入 所 施設等	種 別	置 者 の 氏 名		(申告者との続柄)
		名 称	考 号	
市町村	均 等 割 額	有 ()		円) ・ 無
民 税	外 国 税 額 控 除	有 ()		円) ・ 無
	配 当 控 除	有 ()		円) ・ 無
	減 免 措 置	有 ()		円) ・ 無
所 得 税	税 額	有 ()		円) ・ 無
	配 当 控 除	有 ()		円) ・ 無
	外 国 税 額 控 除	有 ()		円) ・ 無
		住 者 取 得 控 除	有 ()	円) ・ 無

注 1 「代理人」欄は、申告者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
2 「入所施設等」欄は、被措置者の入所し、若しくは入院している施設、養護受託者又は里親について記入すること。
3 「入所施設等」の「備考」欄には、被措置者が施設に通っている場合にその旨を記入すること。
4 税額、控除額及び減免額を確認することのできる書類を添付すること。

様式第3号(第6条関係)

徴収予定額減額等申請書

職 氏 名 股
次のとおり徴収予定額の全部(一部)を負担することができないため、
減額等をされるよう、鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則第6条第
2項の規定により申請します。
年 月 日

住 所
申請者 氏 名

代理人	住 所	
	氏 名	

入 所 施設等	種 別	置 者 の 氏 名		(申請者との続柄)
		名 称	考 号	
現 在	徴 収 額			円
	負 担 可 能 な 額			円
	負 担 可 能 な 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
	負 担 可 能 な 理 由			

注 1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
2 「入所施設等」欄は、被措置者の入所し、若しくは入院している施設、養護受託者又は里親について記入すること。
3 負担することができない理由を証する書類を添付すること。

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十六号

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十八条第一項及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第三項の規定による医療給付等の措置に要する費用の負担命令に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「医療給付等の措置」とは、次条第一項の上欄に掲げる措置をいう。

2 この規則において「被措置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 医療給付等の措置を受ける者

二 前号に掲げる者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養

義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)

3 この規則において「所得税額等」とは、被措置者等の医療給付等の措置が行われる年度(次条第一項の表第二号に掲げる措置については、当該措置が開始された年度とする。以下同じ。)の初日の属する年の前年

(以下「基準年」という。)の分の所得税額(当該所得税額について所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十二条第一項若しくは第九十五条第一項から第三項まで、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)附則第十条の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び医療給付等の措置が行われる年度(四月及び五月に行われる次条第一項の表第一号に掲げる措置については、その前年度とする。以下「基準年度」という。)の分の市町村民税の所得割額(当該所得割額について地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七又は同法附則第五条第二項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第三百二十三条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

4 この規則において「受託機関等」とは、身体障害者福祉法第十九条第四項に規定する指定医療機関若しくは同法第二十条第三項に規定する業者又は児童福祉法第二十条第四項に規定する指定育成医療機関若しくは同法第二十一条の六第三項に規定する業者をいう。

(措置費の負担命令)

第三条 知事は、県が医療給付等の措置を行う場合には、次の表の上欄に掲げる医療給付等の措置の区分に応じ、その被措置者等(そのいずれかが、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護を受けておらず、かつ、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し又は基準年の分の所得税額がある者である場合に限る。)に対し、それぞれ同

表の中欄に掲げる日(以下「支払期限」という。)までに同表の下欄に掲げる額(その額が当該医療給付等の措置について県及び被措置者等がその受託機関等に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額)を当該受託機関等に支払うよう命ずるものとする。

<p>一 身体障害者福祉法第九十九条第一項又は児童福祉法第二十条第一項の措置(更生医療又は育成医療の給付に限る。)</p>	<p>当該措置が行われる月の末日</p>	<p>別表の上欄及び中欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の下欄に定める額</p>
<p>二 身体障害者福祉法第二十条第一項又は児童福祉法第二十一条の六第一項の措置(業者に委託して行う補装具の交付又は修理に限る。)</p>	<p>交付又は修理に係る補装具の引渡しを受ける日</p>	<p>別表の上欄及び中欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の下欄に定める額の二分の一に相当する額(同表第二号(四)に掲げる場合にあつては、当該下欄に定める額)</p>

2 前項の表第一号に掲げる措置のうち、その受託機関等に通院させて行うものに係る同項の規定の適用については、同項の表第一号下欄中「定める額」とあるのは「定める額の二分の一に相当する額(同表第二号(四)に掲げる場合にあつては、当該下欄に定める額)」と読み替えるものとする。

(所得税額等の申告)

第四条 被措置者等は、医療給付等の措置が開始されたときは、その開始後速やかに所得税額等を、前条第一項の表第一号に掲げる措置がその翌

年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度三月二十日までに基準年の分の所得税額を、六月一日までに基準年度の分の市町村民税額を、所得税額等申告書(様式第一号)により知事に申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申告が適正に行われなるときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第五条 知事は、前条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による調査の結果に基づき、医療給付等の措置に要する費用を支払うべき者(以下「支払義務者」という。)及び当該費用についてその者が支払うべき額(以下「支払額」という。)を決定し、支払期限までにその額を受託機関等に支払うべき旨の命令(以下「負担命令」という。)を行うものとする。

2 知事は、医療給付等の措置について負担命令を行つたときは、その受託機関等に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第六条 知事は、医療給付等の措置の内容を変更したため、第三条の規定により支払額を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。

2 知事は、支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときは、第三条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は医療給付等の措置に要する費用の支払いを要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

3 前項の申請は、支払額減額等申請書(様式第二号)を提出してしなけ

ればならない。

4 知事は、第一項の規定により支払額を変更し又は第二項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を受託機関等に通知し、第二項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、医療給付等の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以降に行う医療給付等の措置(第三条第一項の表第二号に掲げる措置については、同日以降に終了する当該措置の同日前に行われた分を含む。)について適用する。

別表(第三条関係)

一 被措置者等の全員に基準年の分の所得税額がない場合		二 被措置者等のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	
(一) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	四、二〇〇円	(一) 当該所得税額の合算額が四、八〇〇円以下のとき	六、二〇〇円
(二) そのいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	五、一〇〇円	(二) 当該所得税額の合算額が四、八〇一円以上九、六〇〇円以下のとき	六、九〇〇円
(三) 当該所得税額の合算額が九、六〇一円以上一六、八〇〇円以下のとき	七、八〇〇円	(三) 当該所得税額の合算額が二八七、五〇一円以上三九七、〇〇〇円以下のとき	四二、二〇〇円
(四) 当該所得税額の合算額が一六、八〇一円以上二四、〇〇〇円以下のとき	八、七〇〇円	(四) 当該所得税額の合算額が一九八、〇〇一円以上二八七、五〇〇円以下のとき	三三、九〇〇円
(五) 当該所得税額の合算額が二四、〇〇一円以上三二、四〇〇円以下のとき	九、九〇〇円	(五) 当該所得税額の合算額が一五六、〇〇一円以上一九八、〇〇〇円以下のとき	二五、七〇〇円
(六) 当該所得税額の合算額が三二、四〇一円以上四二、〇〇〇円以下のとき	一一、四〇〇円	(六) 当該所得税額の合算額が一二〇、〇〇一円以上一五六、〇〇〇円以下のとき	二一、三〇〇円
(七) 当該所得税額の合算額が四二、〇〇一円以上九二、四〇〇円以下のとき	一四、八〇〇円	(七) 当該所得税額の合算額が九二、四〇一円以上一二〇、〇〇〇円以下のとき	一七、三〇〇円

様式第2号(第6条関係)

支払額減額等申請書

職 氏 名 殿
次のとおり支払額の全部(一部)を負担することができないため、減額等をされるよう、鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則第6条第2項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名

㊦

代理人	住 所	
	氏 名	

㊦

受託機関等	種 別	
	名 称	
被 措 置 の 支 払 額 (申請者との続柄)		
現 在 の 支 払 額		円
負担することができない額		円
負担することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで	
負担することができない理由		

- 注 1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
- 2 「受託機関等」欄は、指定(育成)医療機関又は補装具の製作(修理)業者について記入すること。
- 3 負担することができない理由を証する書類を添付すること。